## 製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

日本製薬工業協会

コード・コンプライアンス推進委員会

## 1. 本年度の製薬協コード・オブ・プラクティス「コード理解促進月間」について

製薬協は、医療用医薬品の適正使用のため、1993年に「医療用医薬品プロモーションコード」(以下、プロモーションコード)を制定し、会員会社による適正なプロモーション活動の推進の一環として、2001年より「プロモーションコード理解促進月間」を設定し、プロモーションコードの製薬協内外への認知向上に努めてまいりました。2013年にはプロモーションコードを発展させた「製薬協コード・オブ・プラクティス」(以下、製薬協コード)を施行し、従来の「プロモーションコード理解促進月間」を『コード・オブ・プラクティス「コード理解促進月間」』と改称して実施してまいりました。

本年度の「製薬協コード理解促進月間」は、「コード改定2025! ~私たちの新しいスタンダードです~」をテーマとしました。製薬協コードにつきましては、2025年5月22日の製薬協総会で改定案が承認され、10月1日から実施となっています。会員会社において製薬協コードの更なる浸透を図り、活動を通じて、より一層のコンプライアンス推進に努めてまいります。

対外的には、製薬協のこうした取り組みを、製薬協ホームページ等を通じて紹介してまいります。

## 2. 製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

製薬協コードは、1993年に制定したプロモーションコードを発展させて、2013年1月に制定し4月より実施している業界の自主規範です。その対象は会員会社の役員・従業員が、研究者、 医療関係者、患者団体、卸売業者等に対して行う様々な企業活動全般となっています。

2018 年 11 月に改定された製薬協コードは、「I-1. コード・オブ・プラクティス」「I-2. 医療用医薬品プロモーションコード」「II-1. コード・オブ・プラクティスの解説」「II-2. 医療用医薬品プロモーションコードの解説」で構成されております。

2019年10月には「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」の全面適用を受け 改定いたしました。また、2025年5月にはプロモーション定義の見直し(IFPMAコードや販売 情報提供活動ガイドラインに鑑み)、コード・オブ・プラクティスとプロモーションコードの重複 整理などの改定を行いました。

本年は会員会社のすべての役員・従業員に改定製薬協コードの理解浸透を進めるとともに、活動において一層のコンプライアンス推進をすすめることで、社会の信頼に応え続けることのできる製薬産業を目指す所存でございます。

一本件に関する問い合わせ先一